

第5回 富士市立中学校部活動地域移行協議会

令和7年6月9日（月）午後4時～
富士市教育プラザ3階 情報研修室

次 第

1 委嘱状・辞令書交付

2 教育長挨拶

3 報告事項

(1) 令和7年度のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・資料1

(2) 令和7年度の実証的モデル事業について・・・・・・・・・・・・・資料2

4 協議事項

(1) 富士市地域クラブ活動に関する基本方針案について・・・・・・・・・・・・・資料3

(2) 富士市地域クラブサポーター制度について・・・・・・・・・・・・・資料4

5 その他（連絡事項）

- ・第6回富士市立中学校部活動地域移行協議会

日時：令和7年8月6日（水）13：30～

※夏頃、国からの新たな情報を広報するとあり、その時期によっては
変更の可能性があります。

会場：未定

【配布資料】

- ・次第（本紙）
- ・令和7年度のスケジュール（資料1）
- ・令和7年度の実証的モデル事業（案）（資料2）
- ・富士市地域クラブ活動に関する基本方針案（資料3）
- ・富士市地域クラブサポーター制度について（資料4）

令和7年度のスケジュールについて

	R 7. 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R 8. 1月	2月	3月
協議会 パブリック・コメント			第五回協議会 6/9（月） 主な議題 ・サポーター制度 ・その他		第六回協議会 8/6（水）※日程変更の可能性あり 主な議題（案） ・団体基準 ・参加者負担金 等	第七回協議会 9/26（金） 主な議題（案） ・パブリック・コメントに附する基本方針案の最終確認	パブリック・コメント準備		パブリック・コメント 2月予定 主な議題（案） ・モデル事業報告 ・パブリック・コメントにおいて出された意見を踏まえた最終案の確認		第八回協議会	
教員への周知 保護者への周知 連盟・協会への報告	説明会 教育行政	つうしん 教員への周知	校長会定期的報告 保護者つうしん おさらい・今年度の流れ 連盟・協会への報告	つうしん 教員への周知 保護者つうしん モデル事業について	校長会定期的報告 保護者つうしん 今後の地域クラブ活動について 連盟・協会への報告	校長会定期的報告 保護者つうしん 新入生説明会における説明 市P連への報告 連盟・協会への報告	校長会定期的報告 保護者つうしん 新入生説明会における説明 市P連への報告 連盟・協会への報告	校長会定期的報告 保護者つうしん 新入生説明会における説明 市P連への報告 連盟・協会への報告	校長会定期的報告 保護者つうしん 新入生説明会における説明 市P連への報告 連盟・協会への報告	校長会定期的報告 保護者つうしん 新入生説明会における説明 市P連への報告 連盟・協会への報告	校長会定期的報告 保護者つうしん 新入生説明会における説明 市P連への報告 連盟・協会への報告	
サポーター制度				フォームの作成 基準作成 周知していく			プレ運用（本格実施は基本方針策定後） ・R 8夏以降の地域展開に向けて登録者を増やしていく。 ・マッチング開始					
モデル事業			顧問・校長との協議 実施団体との協議			モデル事業実施						
その他随時進めていく作業	各実施団体との地域移行へ向けた協議（部活動としての設置の有無に限らず）											
	民間企業へのヒアリング（受け皿創設・指導者発掘・スポンサー）											
	各種地域クラブの認定に関わるフォーマット作成											
	困窮家庭への支援策検討											

基本方針策定・公表

令和 7 年度の実証的モデル事業について

令和 6 年度に引き続き、令和 7 年度においても、課題を洗い出すこととともに実施種目において円滑に地域移行等することを目的に、スポーツ・文化の各種目において実際に実証的モデル事業を実施する。

より多くの種目について地域移行等の可能性を探るため、令和 6 年度において未実施の種目を基本とする。

1 R 7 年度実施見込 スポーツ活動について（変更の可能性有）

- ・ 現段階では、陸上・バドミントン・卓球・ソフトボール・ゴルフ・弓道を実証的モデル事業として開催予定（実施できない種目や追加実施種目があり得る）
- ・ 令和 6 年度は参加者からは保険料のみ徴収したが、令和 7 年度は保険料を含む一定の参加費を徴収（額は可能な限り抑える）

【陸上】

- 実施は 10 月後半から 11 月（新チーム発足後）に開催予定
- セントラル方式で複数回実施する。
- 走・跳・投等の様々な陸上種目ができることを想定

【バドミントン】※民間事業者に委託を想定

- 実施は 9 月以降（新チーム発足後）に開催予定
- セントラル方式で実施する。

【卓球】※民間事業者に委託を想定

- 実施は 9 月以降（新チーム発足後）に開催予定
- セントラル方式で実施する。

【ソフトボール】※富士市ソフトボール協会に委託を想定

- モデル事業実施に向けて協会と協議中

【ゴルフ】※富士市ゴルフ連盟・民間事業者に委託を想定

- 実施は 9 月以降（新チーム発足後）に開催予定
- 市内数か所の施設で実施する。

【弓道】※富士市弓道協会に委託を想定

- 実施は 9 月以降（新チーム発足後）に開催予定
- 市内数か所の道場で実施する。

2 R7年度実施見込 文化芸術活動について（変更の可能性有）

- ・ 現段階では、吹奏楽・プログラミング等をモデル事業として開催予定（実施できない種目や追加実施種目があり得る）
- ・ 令和6年度は参加者からは保険料のみ徴収したが、令和7年度は保険料を含む一定の参加費を徴収（額は可能な限り抑える）

【吹奏楽】※富士市文化連盟・民間事業者に委託を想定

- 実施は9月以降に開催予定
- 拠点校方式で複数回実施する。
- 同じ仲間と複数回にわたって活動し、合奏までできるようにする。

【プログラミング等】※民間事業者に委託を想定

- 実施は9月以降に開催予定

3 R6年度に実施した実証的モデル事業について

- ・ 各団体において、地域クラブ化に向けて自走できるように体制を整えている。

【野球】※富士市野球連盟

- 令和8年度からの地域クラブ化に向け準備を進めている。
- 令和7年度は、新チーム発足後、合同部活動として複数のエリアで活動していく。
- 指導者発掘、指導者資格、大会参加、保護者負担金などの課題

【剣道】※富士市剣道連盟

- 令和8年度からの地域クラブ化に向け準備を進めている。

【ハンドボール】※富士市ハンドボール協会

- 令和8年度からの地域クラブとして自走できる体制ができている。
- 地域移行について学校と連携しつつ、活動情報を整理し提供できる体制をつくる。

【サッカー】※富士市サッカー協会

- 地域クラブ化に向けて準備を進めている。

【文化芸術活動】※富士市文化連盟

- 文化活動講座などの参加対象年齢を令和7年の夏休み以降、小学校4年生以上に引き下げ、小中学生が参加しやすい体制づくりを進めている。

令和 7 年 5 月 21 日時点イメージ

富士市地域クラブ活動に関する基本方針（案）

令和 8 年 3 月



富士市・富士市教育委員会

特記事項

- 1 用語が地域移行から地域展開に変わる可能性があるが、現時点では地域移行で統一してある。
- 2 本市における地域クラブ活動の名称・愛称は、今後協議予定

【項目】

- 1 富士市の中学校部活動を取りまく現状と課題・・・・・・・・・・P2
 - (1) 少子化による富士市の生徒への影響
 - (2) 教員の働き方改革への影響
 - (3) 国・市の部活動地域移行の動向
- 2 地域連携・地域移行推進に向けた基本方針・・・・・・・・・・P6
 - (1) 基本方針策定の趣旨等について
 - (2) 4つの基本理念について
- 3 地域クラブ活動・・・・・・・・・・P8
 - (1) 本市で展開する地域クラブ活動
 - (2) 本市の学校部活動について
 - (3) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
 - ① 参加者
 - ② 組織体制
 - ③ 活動場所
 - ④ 活動回数・活動時間
 - ⑤ 参加費等
 - ⑥ 保険加入
 - ⑦ 指導者
- 4 大会の参加等・・・・・・・・・・P13
- 5 その他・・・・・・・・・・P13
- 6 用語解説・・・・・・・・・・P14

1 富士市の中学校部活動を取りまく現状と課題

(1) 少子化による富士市の生徒への影響

中学校の部活動は、よりよい人間関係を学ぶ機会や、自己肯定感を高める機会として、大きな教育的意義や役割を果たしてきた。しかし、急激な少子化により、単独校で団体競技のチームが編成できなかったり、部活動の種類に応じた顧問を配置できずに廃止したり、設置されている部活動の種類が少なかったりといった状況が生まれている。

こうしたことから、現在部活動に在籍している生徒であっても、「在籍している学校に、一番取り組みたい学校部活動（スポーツ・文化芸術活動）がない」という生徒が増加傾向にある。さらに、学校部活動には加入せずに、「学校部活動以外の教室・クラブに所属している（7%）」生徒や「何も活動していない（6%）」生徒も増加の傾向にある。調査時点では「在籍する学校に一番取り組みたい部活動がある（70%）」の割合が高いが、各校の部活動の設置数の減少等により、今後減少していくことが予想される。（図1）

部活動意識調査から一部抜粋（R6. 10. 4～10. 25実施 中学1・2年生対象 N=2613）

図1 あなたの学校には、あなたが一番取り組みたい学校部活動（スポーツ・文化芸術活動）がありますか。

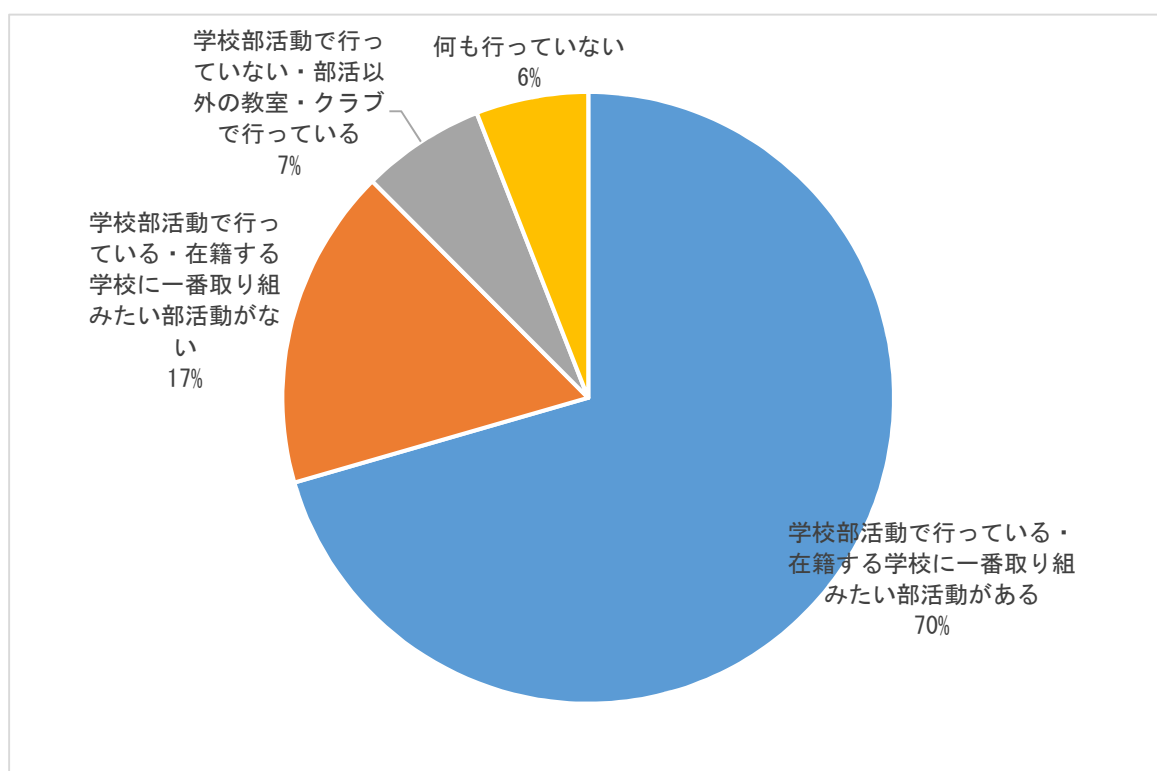
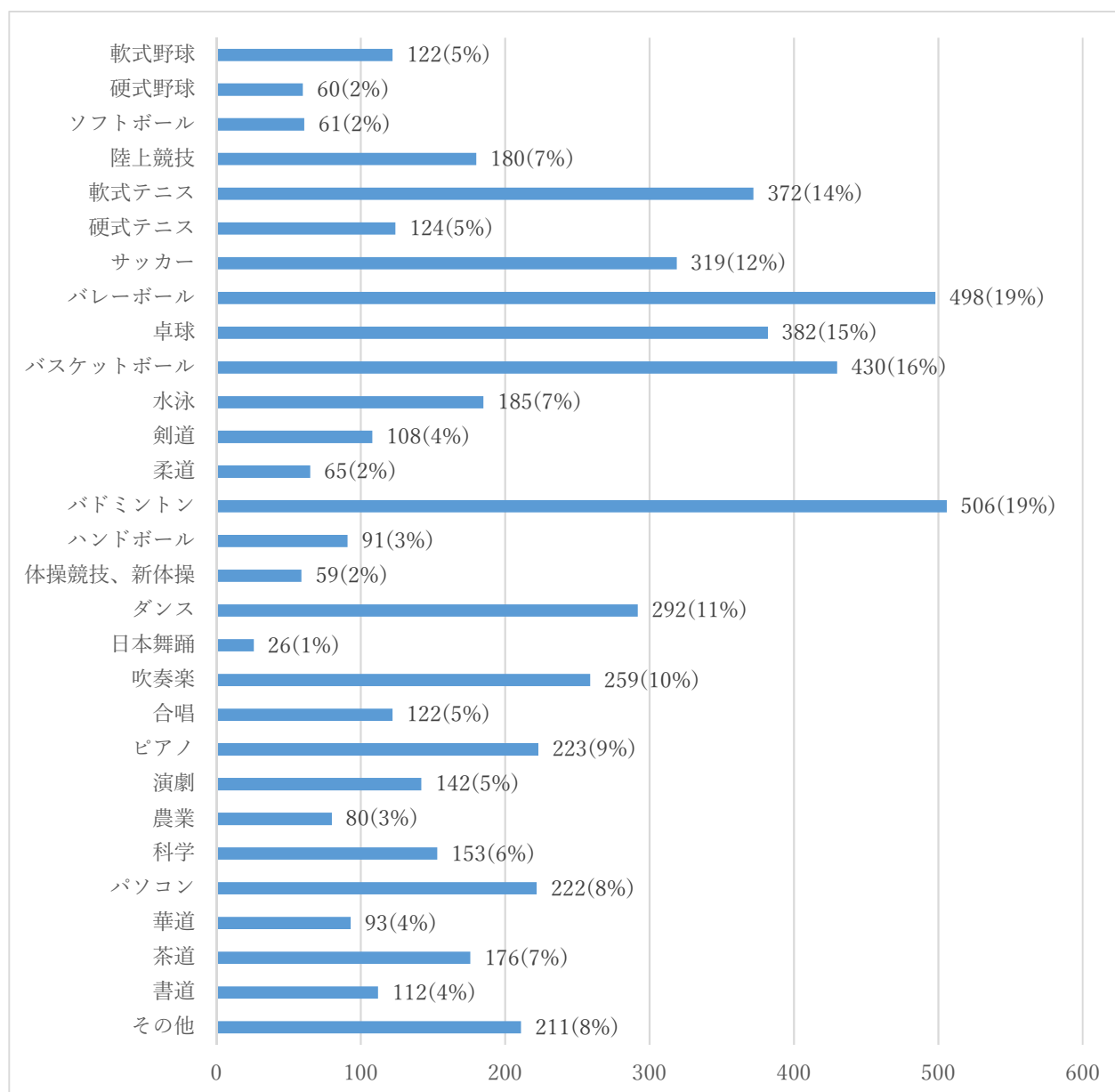
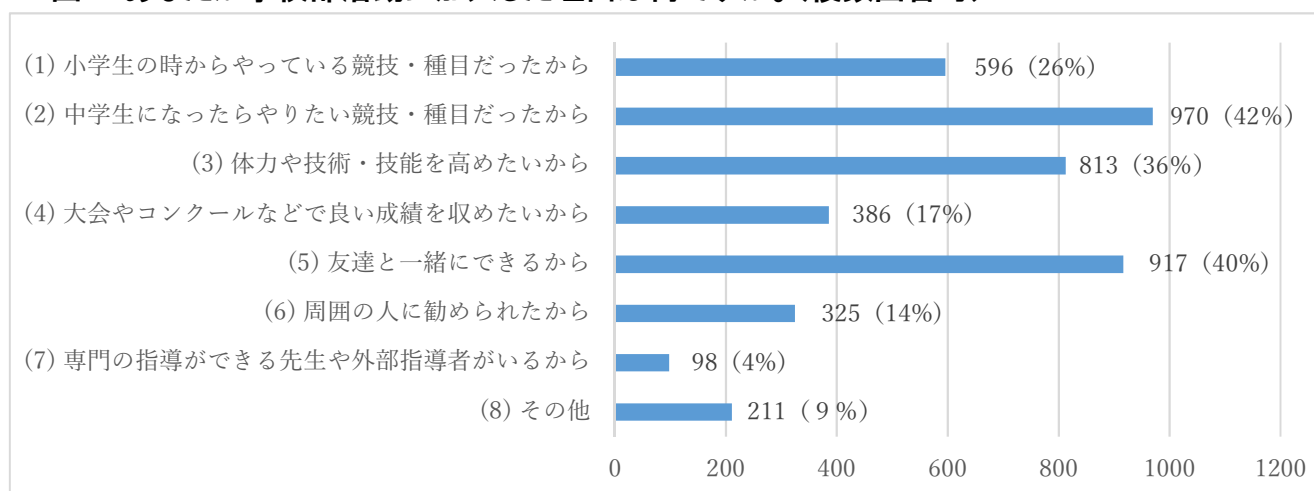


図2 現在行っている活動を含めて、どのような活動をやりたいと思いますか。(複数回答可)



全ての生徒を対象にした質問「現在行っている活動を含めて、どのような活動をやりたいと思いますか。」(図2)では、「バドミントン (19%)」「ダンス (11%)」「ピアノ (9%)」「パソコン (8%)」など、学校部活動にない活動をしたいと回答する生徒が多数いた。一方で、「バレーボール (19%)」「バスケットボール (16%)」「軟式テニス (14%)」「卓球 (15%)」「サッカー (12%)」「吹奏楽 (10%)」など、現在学校部活動にある活動をやりたいと考えている生徒も多くいることが分かった。(図2)

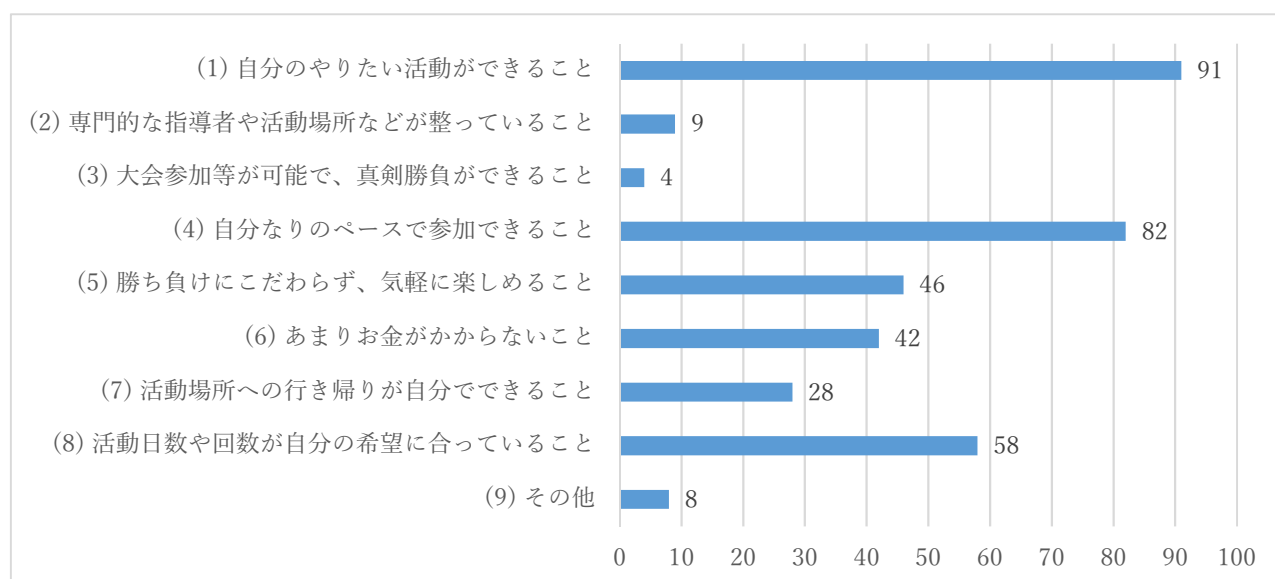
図3 あなたが学校部活動に加入した理由は何ですか。(複数回答可)



学校部活動に所属している生徒は、学校部活動に加入した理由として、「中学生になったらやりたい競技・種目だったから（42%）」、「友達と一緒にできるから（40%）」、「体力や技術・技能を高めたいから（36%）」などと回答しており、活動を通して仲間づくりや体力づくり・技能の向上を目指したいと考えていることが推察できた。

一方で、「大会やコンクールなどで良い成績を収めたいから（17%）」、「専門の指導ができる先生や外部指導者がいるから（4%）」と回答した生徒は少数であり、多くの生徒が学校部活動を、競技志向以上に生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動として捉えていることが確認できた。（図3）

図4 現在、学校部活動にも地域クラブ活動にも所属していないと答えた方にお尋ねします。どのような条件であれば、スポーツ・文化芸術活動を行ってみたいと思いますか。(複数回答可)



また、現在、学校部活動にも地域クラブ活動にも属していない生徒へのアンケートからは、「自分のやりたいことができること（91%）」に加え、「自分なりのペースで参加することができる（82%）」、「活動日数や回数が自分に合っていること（58%）」、「勝ち負けにこだわらず、気軽に楽しむことができる（46%）」などの活動であれば参加してみたいという回答を得た。（図4）

これらのことから、学校教育としての部活動だけでは、生徒の多様化しているニーズに応じた活動を保証することは困難となっており、現在の学校部活動が担ってきた教育的意義を継承しつつ、どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化芸術活動に取り組むことができるよう、地域全体で学びの機会を提供することができる新たな環境を整備することが必要である。

（2）教員の働き方改革への影響

これまで長年にわたり、教員が指導を担うことを前提に学校部活動は運営されてきたが、部活動は、週休日の勤務や平日の時間外勤務の原因ともなっている。

さらに、活動中のケガやトラブルへの対応などの危機管理に加え、競技・活動経験のない教員が指導せざるを得ない状況があることや、各種大会への引率や大会運営及び競技審判業務への参画も求められる点など、教員にとって部活動は大きな負担となっている。

一方で、地域クラブの指導者として活動したいという教員については、地域連携や地域移行が進んでいった場合でも、引き続き指導者として活躍できる仕組みの構築を検討している。

本市では、「富士市立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針（令和元年10月）」及び「富士市小中学校における業務改革プラン（令和2年2月）」を踏まえ、子どもの細かな変化に気付けるよう、心身のゆとりの必要性、このための自己研鑽やリフレッシュする時間等の確保や在校時間の縮減、勤務時間の適正化を図り、働き方改革を一層推進している。特に、中学校において、部活動指導により、超過勤務時間が多く発生していることから、「富士市中学校部活動ガイドライン（令和6年3月）」に則って適切な休養日や活動時間の確保に努めている。

しかしながら、令和6年度に静岡県中学校体育連盟が公立中学校を対象に実施した「静岡県運動部活動実態調査」のうち、富士市における担当する運動部活動の種目経験がある教職員は、49.16%となっており、半数は全く経験のない種目を指導している状況である。未経験種目の指導は、時間的・身体的・精神的に大きな負担となっている。

(3) 国・市の部活動地域移行の動向

こうした少子化の影響や教員の働き方等の部活動に係る環境の改善を図ろうと、国は、令和4年12月に部活動の改革に関する総合的なガイドラインを示し、令和6年12月の中間とりまとめでは、部活動の「地域移行」を「地域展開」という名称に変更すると同時に、令和8年度から10年度までを前期、令和11年度から13年度までを後期の改革実行期間とした。

この期間内に、休日については、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すことを公表した。また、平日についても地域展開を推進すると示した。

このような動きを受け、本市でも令和5年度から「富士市立中学校部活動地域移行検討懇話会」、令和6年度には「富士市立中学校部活動地域移行協議会」を開催するなど、部活動の地域連携・地域移行の検討を進めてきた。

2 地域連携・地域移行推進に向けた基本方針

(1) 本基本方針策定の趣旨等について

富士市地域クラブ活動に関する基本方針（以下「市基本方針」という。）は、これまでの懇話会・協議会等における検討結果、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、本市における地域クラブ活動の実施について、市の基本的な考え方を示すものである。

(2) 4つの基本理念について

子どもたちのニーズに応えつつ、子どもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保できるよう、次の4つを基本理念として策定する。

- ① どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる。
- ② 休日の部活動指導に対する教員の負担を解消するとともに、指導を希望する教員のやりがいを支えていく環境を構築する。
- ③ 子どもたちが主体となるスポーツ活動や文化活動を、子どもや保護者の負担に配慮しつつ、地域全体で支えていく持続可能な仕組みや体制を構築する。
- ④ 地域のスポーツ活動、文化活動の活性化につなげる。

①【どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる】

「1 富士市の中学校部活動を取りまく現状と課題」にあるとおり、様々なスポーツ・文化活動が社会で取り上げられ、子どもたちがやってみたい活動ニーズは年々多様化しているが、学校部活動として設置できるスポーツ・文化活動は限られており、ミスマッチが生じている。

そこで、これまでやっていた学校部活動を単に地域主体に移行するだけでなく、学校部活動にない種目や活動も含めて選択の幅を広げるなど、豊富な経験の場の設定をするとともに、自分のやりたい活動が選択できる環境を整えて、自己決定の場の拡大をしていく必要がある。

また、当該スポーツ活動や文化活動の技術差に関わらず参加できることや、家計が厳しい家庭の子どもも参加できることといったことも大切にしたい視点である。

②【休日の部活動指導に対する教員の負担を軽減するとともに、指導を希望する教員のやりがいを支えていく環境を構築する】

現在の部活動は、教員の献身的な勤務を前提に制度設計されており、週休日の勤務や平日の時間外勤務の原因ともなっている。危機管理や大会の運営なども担い、教員にとって部活動は大きな負担となっているのが現状である。

学校の安全管理下での活動であるため、適切な部活動が実施できるよう「富士市中学校部活動ガイドライン」に沿って部活動指導がされているが、教員の負担はいまだ大きいことは否めない。

もちろん、部活動指導を率先して行いたいと考えている教員もいることから、そうした教員については、地域連携や地域移行が進んでいった場合も、引き続き指導者として活躍していただきたいと考えている。

③【子どもたちが主体となるスポーツ活動や文化活動を、子どもや保護者の負担に十分配慮しつつ、地域全体で支えていく持続可能な仕組みや体制を構築する】

子どもたちにとって安全で、かつ充実したスポーツ活動や文化活動にするためには、多くの人の支援や協力が欠かせないが、持続可能な仕組みにするためには、こうした支援や協力は、一部の人だけが担うのではなく、多くの方で分かち合うことが望ましい。

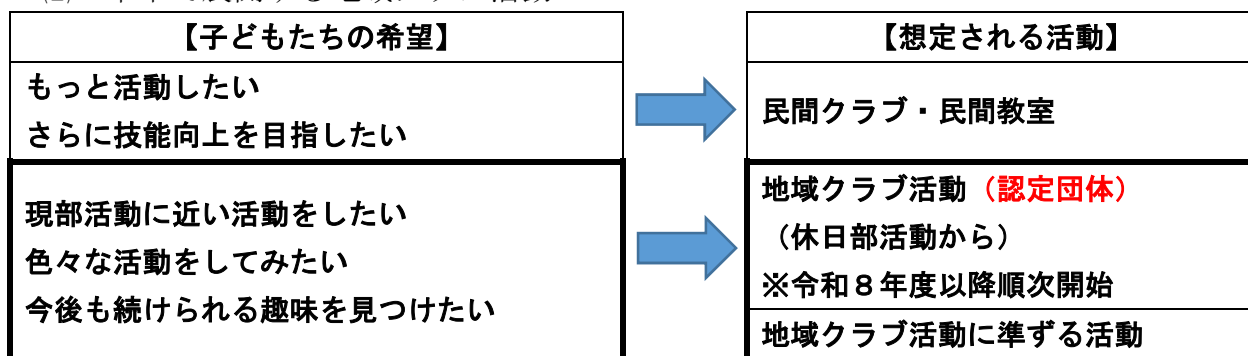
また、保護者の方には、子どもたちの送迎等を依頼することもあることから、参加者やその保護者の負担をできるだけ少なくする必要がある。

④【地域のスポーツ活動、文化活動の活性化につなげる】

中学生が、休日の地域クラブ活動に参加していくことで、地域のスポーツ・文化活動のすそ野が広がり、市民のスポーツ・文化活動が一層活性化していくものとする。また、中学生にとっても、活動を通して、異世代と関わることができ、貴重な経験を積むことができることを期待できる。

3 地域クラブ活動

(1) 本市で展開する地域クラブ活動



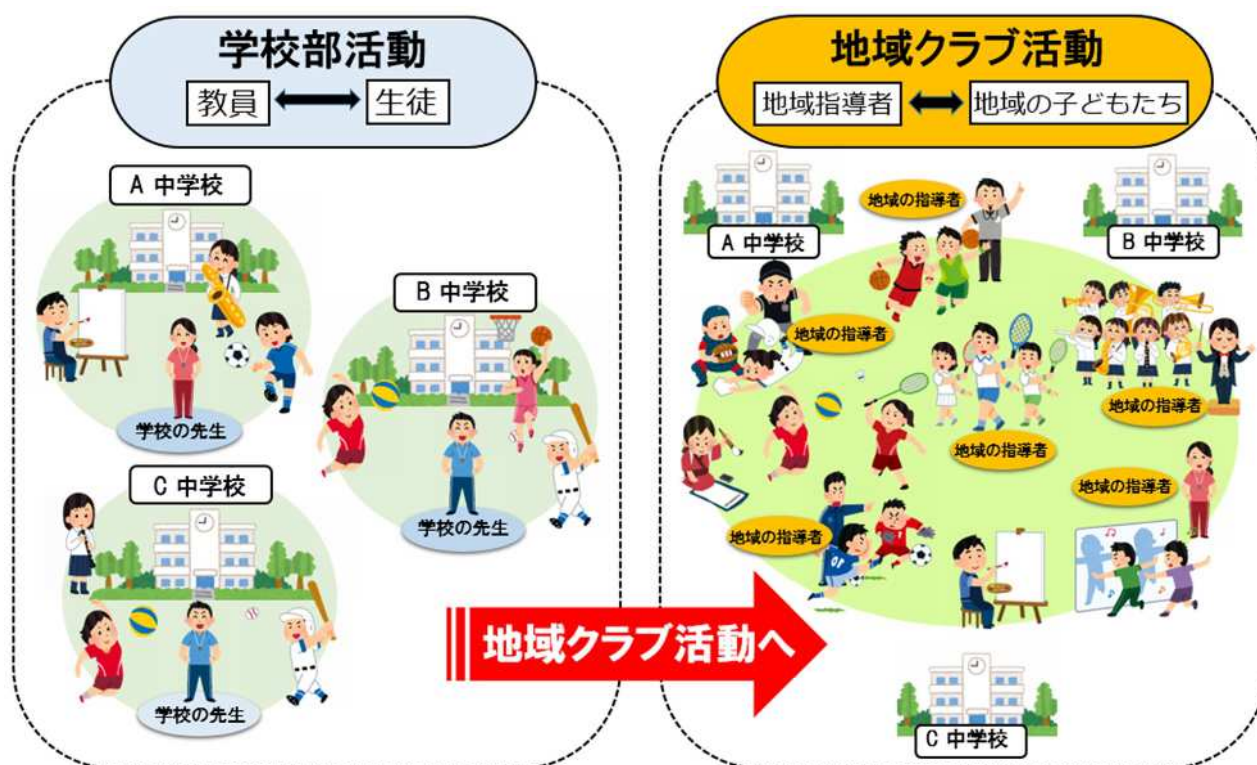
本市で展開する地域クラブ活動は、子どもたちの様々な可能性を引き出し、心身の成長を促してきたこれまでの学校部活動の教育的意義を継承しつつ、活動団体、民間クラブ、保護者、教員、地域コミュニティ、企業などあらゆる主体が連携・協働していくことを目指している。

また、既存の部活動にある種目に新たな種目を加え、複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動、柔軟なルール等に基づく活動など、多種多様な選択肢から生徒のニーズに応じた活動ができるような環境を構築していく。

さらに、「今後も続けていくことができる趣味として、色々な活動をしてみたい」という子どもたちの希望も実現できるよう、体制を構築していくものとし、スポーツや文化活動を生涯に渡って楽しむ生涯学習へつなげるきっかけとしたい。

なお、子どもたちの様子を関係者間で把握するため、地域クラブ活動の実施に当たっては、中学校と相互に連携を図りながら行うものとする。

【地域クラブイメージ】



学校部活動から地域クラブ活動への転換（生徒の活動を絶やさない環境づくり）

- 従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く**地域に開き、地域全体で支えていく。**
- 地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることで可能となる**新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動**を目指していく。

(2) 本市の学校部活動について

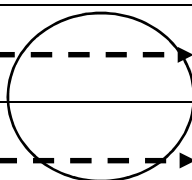
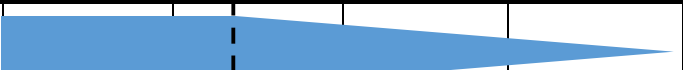
国は、原則、休日は令和 13 年度までに全ての部活動において、地域展開に向けた取組を推進している。そのため、本市においても、休日の部活動については、地域クラブ活動の体制が整備された種目から順次実施していく。平日についても、国は地域移行・地域展開を推進していることから、今後の国等の動向を注視しつつ、本市でも引き続き検討していく。

平日の部活動については、教育的に意義の高い活動であること、生徒の放課後の居場所としての役割があること、任意加入のため、生徒自身で加入するかどうかの判断が可能であること等の理由から、当分の間、各学校での活動を継続する。

休日の活動が移行した種目における平日の部活動についても、当分の間、活動を存続するが、部員数・生徒数の減少により、各学校の判断で廃止することもある。

また、既存の部活動にない種目が、地域クラブ活動として平日・休日共に実施されるような場合は、生徒は、平日の部活動を含め、自らが選択した活動に優先して取り組むことができる。

【スケジュールイメージ】

区分		R 7	R 8	R 9	R10 以降	時期未定
平日	中学校部活動					
	地域クラブ活動					
休日	中学校部活動					(完全移行)
	地域クラブ活動					

準備が整った種目から順次地域移行・令和 8 年度新チームからを想定

平日については、国等の動向を注視し、引き続き検討し、準備が整い次第移行

(3) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

①参加者

- ・希望する市内在住の全ての中学生とする。現在、私立中学校に通っている中学生も対象としたい。
- ・小学生高学年においても、本人や保護者の希望があれば、参加できる。

②組織体制

次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

・運営主体

当面の間、富士市教育委員会事務局内に運営事務局（以下「運営事務局」という。）を設置し、包括的な企画・管理・サポート等の事務を行っていく。

また、地域クラブ活動を持続可能なものとするために、指導者の量の確保と質の向上を図るための指導者の発掘、育成のほか、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導等を行う。

・実施主体

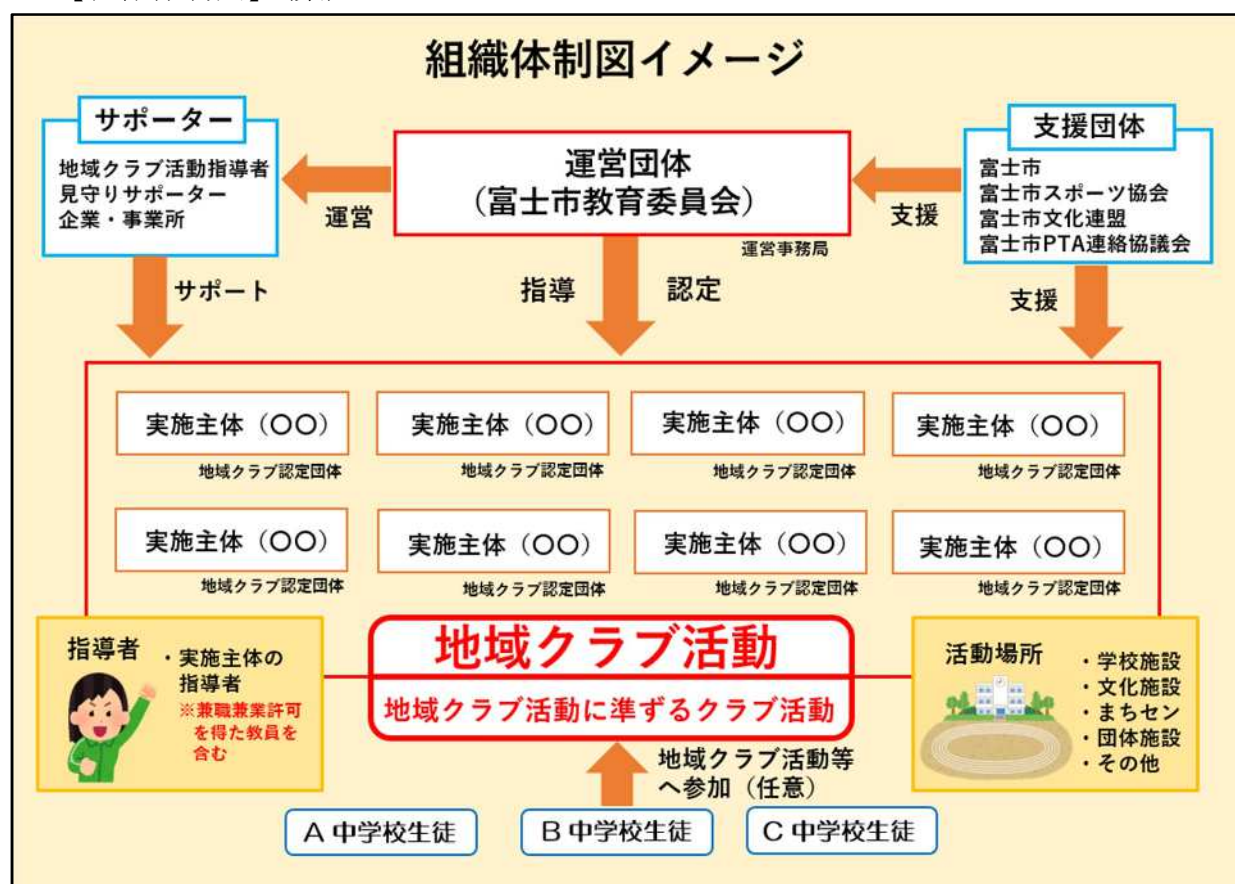
各活動については、運営事務局によって認定された団体が担う。

既存のスポーツ・文化芸術団体や、市民や団体、民間事業者などが新たに創設したスポーツ・文化芸術団体など、多様な主体が実施主体となることが想定される。

実施主体は、活動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、クラブ運営費（活動にかかる消耗品費、大会参加費等）の管理（集金、支払）、参加者及びその保護者との連絡調整等を行う。

団体の認定に係る基準については、運営事務局が別に定める。

【組織体制図】（案）



③活動場所

- ・地域クラブ活動は、学校施設・まちづくりセンター等を基本の活動場所とする。
- ・必要に応じて公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設を活動場所とする。
- ・保護者の送迎の負担の軽減に配慮するため、荷物や距離によっては、ヘルメットの着用、保険の加入等を条件として自転車による活動場所への移動を認める。

④活動回数・活動時間

- ・成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、本市の学校部活動ガイドラインに準じた活動回数や活動時間とする。

⑤参加費等

- ・地域クラブ活動の維持・運営に要する費用や会場費は、参加費として、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。
- ・参加費は、実施主体が公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。
- ・市は、参加費の低廉化を図るとともに、生活困窮家庭に対し、必要に応じて対策を講じる。

⑥保険加入

- ・地域クラブ活動の参加者、及び指導に携わる指導者等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に必ず加入する。
- ・運営主体は、怪我や事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえて、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者等や参加者に対して指定する保険の加入を義務付ける。

資料 4

⑦指導者等

- ・指導者は、参加者の心身の健康管理や怪我防止を徹底できるとともに、体罰やハラスメント、いじめ等に対する高い倫理観が求められるため、各種指導資格を有しない者に対し、運営主体、支援主体等が実施する研修への参加を義務付ける。
- ・指導者等は、運営主体、支援主体等が開催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。
- ・地域クラブ活動における指導者等については、指導を希望する市立学校の教職員の兼職兼業を認める。
- ・子どもたちの活動を支えるためのサポーター制度を構築し、「オール富士市」で指導者確保に努める。
- ・サポーター制度については、運営事務局が別に定める。

4 大会の参加等

- ・中体連等における地域クラブの大会・コンクール等の参加の容認・拡大の状況を注視し、適切に対応する。
- ・地域クラブの大会・コンクール等の参加に当たっては、中学生の教育上の意義、並びに中学生、保護者及び指導者の負担が過度とならないことを考慮する。なお、大会・コンクール等の引率は、地域クラブの指導者による。

5 その他

- ・地域移行の体制が整うまでは、部活動指導員や外部コーチの活用といった地域連携を推進していく。詳細は「富士市中学校部活動ガイドライン」に記載する。

6 用語解説

凡例 P 1 ○○○：数字は掲載ページ

P 2 改革集中期間（改革推進期間）

文部科学省は、令和5年から令和7年までを「改革推進期間」と位置づけ、休日の部活動について、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携することや、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することについて、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すよう、各自治体に求めている。

P 2 （部活動の）地域連携・地域移行

- ・地域移行：休日は学校部活動としてではなく、地域クラブとして活動する。指導は地域の人材やスポーツ・文化団体の指導者が担う。
- ・地域連携：休日の学校部活動を、地域の人材やスポーツ・文化団体の指導者が外部指導者や部活動指導員として指導に当たる。

P 2 富士市立中学校部活動地域移行検討懇話会

富士市立中学校における部活動について、少子化による中学校単位での活動の困難さの解消及び教員の働き方改革の観点から、学校部活動の地域移行を段階的に進めていくに当たり、学校及びスポーツや文化芸術活動等の関係者からの意見又は助言を求めるため、令和5年度に開催した会議。

P 5 富士市中学校部活動ガイドライン

富士市立中学校の部活動の運営に当たり、次に掲げる必要な事項を定めるもの。

- ・部活動の所属について
- ・部活動運営体制の確立について
- ・計画的な活動スケジュールの設定について
- ・事故やけが、緊急時に備えた体制について
- ・生徒が自立して主体的に取り組む力の育成について
- ・練習方法の工夫・体罰等の禁止について
- ・部活動の設置基準と活動時間及び休養日の設定について
- ・部活動支援のための制度の活用について
- ・部活動地域移行に向けての準備について

以下作成中

「富士市地域クラブサポーター制度」概要（案）



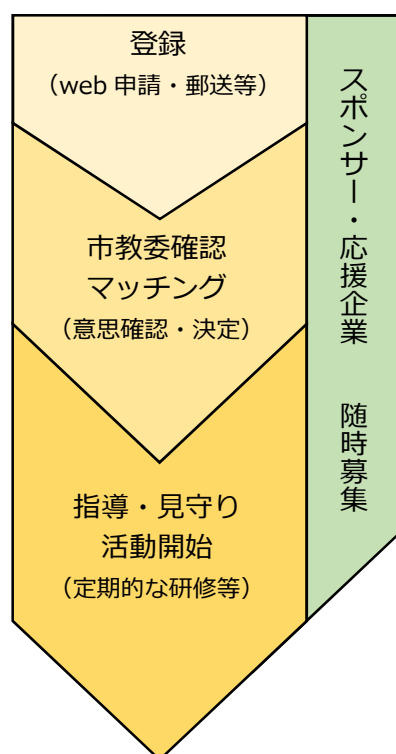
みんなで中学生の活動や地域クラブを支えるチャ♡

（導入の理由）

- ・ 現在、富士市教育委員会では、今まで学校で行っていた学校部活動を地域連携・地域移行化していくため、まず休日の学校部活動を地域に移行していくことを目指しています。
- ・ 学校の教員の負担を軽減しつつ、生徒が継続してスポーツや文化活動を行えるよう、地域に活動の場を移す「地域クラブ」への移行を推進していくために、指導者や運営スタッフなどを地域の力で補い、活動を支えることを目的として、「（仮称）富士市地域クラブサポーター制度」を設立します。

「（仮称）富士市地域クラブサポーター制度」とは…

- ・ 地域クラブ指導者や見守りサポーターとして、子どもたちの活動を支えていただける方、地域クラブを支えてくださる方を募るための制度です。
- ・ 登録していただいた情報は、市教育委員会が管理し、指導者や見守りを必要とする団体とのマッチング等に活用します。
- ・ 資源（会場・備品等）で子どもたちの活動、地域クラブを支えてくださる方、団体、法人の方も募集します。



サポーター例 1

地域クラブ活動指導者

- 地域で行われるスポーツ活動や文化芸術活動の地域クラブで技術指導を行います。
- 中学生への指導が基本ですが、多世代が参加するなど、クラブによって多様な形態があります。
- 勤務日、報酬の額等の勤務条件は、活動の実施主体となる各団体の規定に基づきます。

サポーター例 2

見守りサポーター

- 地域で行われるスポーツ活動や文化芸術活動の地域クラブで、子どもたちの安全確保のための見守りや、環境整備等を行います。
- 勤務日、報酬の額等の勤務条件は、活動の実施主体となる各団体の規定に基づきます。

サポーター例 3

企業・事業所の方の強みで応援

- スポンサーとして、冠大会支援
- 大会時のスポーツ用品、飲料、医療品などの提供
- リーフレットなどの広報活動への支援

<地域クラブ立ち上げ希望>

地域クラブ活動(スポーツ)団体として新規登録

- 運営団体（富士市教育委員会）が定めた地域クラブ活動団体基準に準じ、環境を整備し、新たな地域クラブ活動団体として登録

【留意事項】

- ※登録情報については、目的外での使用は一切しません。
- ※登録者が必ず活動できるわけではありません。